

細菌性髄膜炎から子どもたちを守るワクチンの早期定期接種化を求める意見書(案)

重い後遺症や死亡の恐れのある子どもの細菌性髄膜炎の日本での患者数は、日本外来小児科学会によると、5歳までの子どもで全国に少なくとも年間600人以上に上がっている。このうち約6割がインフルエンザ菌b型（「H i b」）によるもの、約3割が肺炎球菌によるもので、この2つの原因菌によるものが全体の9割を占めている。抗生物質による治療を行っても、約5%が死亡し、約15～20%にてんかんや発達の遅れ、難聴、麻ひなどの後遺症が残っている。細菌性髄膜炎は、初めは発熱やおう吐が主な症状であるため、初期診断が非常に難しく早期治療が困難であるとともに、薬剤耐性を持つ耐性菌が増えているため、治療が困難となっている。

こうした状況の下、ヒブや肺炎球菌による細菌性髄膜炎等から子どもたちを守るためには、ワクチンによる予防が最も効果的である。ヒブワクチンは、1998年にWHOが乳児への定期接種を勧告し、現在110カ国以上で接種されており、予防接種を実施した各国ではヒブによる髄膜炎が激減しており、医療費の削減効果も試算されている。また、副作用も軽微で、安全性は高いと報告されている。

我が国においては、ヒブワクチンは平成20年12月から販売され、任意接種が始まっているが、現在のところ供給量が少なく、4回の接種で約3万円の大きな自己負担となる。誰もが平等に接種を受けることのできる定期接種の体制を構築することと、ワクチンを安定供給する必要がある。

また、肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）は、肺炎球菌感染症のうち、菌血症、髄膜炎、急性中耳炎の多くに有効と言われており、乳幼児期に接種すると効果が大きいことは、米国で証明されている。しかし、我が国において、肺炎球菌ワク

チン（7価ワクチン）は、現在、承認申請の段階にあることから、一日も早い承認が求められている。

よって、国においては、下記の事項について、早期に実現するよう強く要望する。

記

- 1 速やかに細菌性髄膜炎を予防接種法による定期接種対象疾病（一類疾病）に位置付けること。
- 2 肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）の早期承認のための措置を講じること。
- 3 ワクチンの安定供給のための措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月 日

生 駒 市 議 会